

## BSE 対策に関する調査結果（令和 5 年 4 月 1 日時点）

## 1. 対象畜種別のと畜場数（全 128 施設）

対象畜種	と畜場数	昨年度比
牛のみ	74 施設	-
牛・めん山羊	47 施設	-
めん山羊のみ	7 施設	-

## 2. 通常の牛のスタンニング方法別のと畜場数

使用方法	と畜場数	昨年度比
スタンガン（とさつ銃）のみ使用 ※非貫通式のエアスタナーを含む。	117 設	2 施設増
スタンガンとと畜ハンマーの併用	2 施設	2 施設減
と畜ハンマーのみ使用	2 施設	-
圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法	0 施設	-

## 3. 月齢による分別管理について

## (1) 分別管理を行っている年齢

- ① 30 か月齢以下、30 か月超に区分し、分別管理している：56 施設
- ② 全ての牛の頭部・脊髄を特定部位として取り扱う：65 施設

## (2) 分別管理の方法

- ① 曜日等、日によって分別管理している：2 施設
- ② 時間によって分別管理している：11 施設
- ③ と室等、場所によって分別管理している：1 施設
- ④ ①～③で分別せず、タグ等により識別している：36 施設
- ⑤ その他：6 施設

（その他の方法の具体例）

- ・①と②を併用している。
- ・②と④を併用している。
- ・①と④を併用している。

#### 4. 30 か月齢以下の牛の頭部の使用について

##### (1) 30 か月齢以下の牛の頭部の処理方法

処理方法	と畜場数	昨年度比
①作業場所により 30 か月齢超の牛の頭部と分別している	11 施設	1 施設増
②時間により 30 か月齢超の牛の頭部と分別している	15 施設	-
③その他の方法により分別している	17 施設	1 施設増
④牛の頭部を食品として用いない	78 施設	2 施設減

(その他の方法の具体例)

- ・タグ等により識別する。
- ・②とタグ等による識別を併用している。

##### (2) と畜検査員の確認

確認を受けている：121 施設

※牛のと畜がある施設は 121 施設のため、全施設で適正に実施されている。

#### 5. 舌扁桃の除去について

処理方法	と畜場数	昨年度比
左右の最後位有郭乳頭を結ぶラインを垂直に切断している	5 施設	1 施設減
最後位有郭乳頭から舌根部にかけて舌表面を除去	73 施設	13 施設減
最前位有郭乳頭から舌根部にかけて舌表面を除去	33 施設	- (新設)
その他	10 施設	18 施設減

(その他の方法の具体例)

- ・最後位有郭乳頭の前方約 2cm の位置から舌根部にかけて舌表面（上皮～粘膜固有層）を除去
- ・最前位有郭乳頭から舌根部にかけて、上皮～固有筋層を除去
- ・舌はすべて食用にせず焼却処分

#### 6. 牛の特定部位の焼却について（複数回答した施設あり）

処理方法	と畜場数	昨年度比
と畜場内の施設で焼却している	15 施設	1 施設減
産業廃棄物処理業者に委託し焼却している	36 施設	-
市町村等の産業廃棄物処理場で焼却している	6 施設	-
専用の化製場で肉骨粉にしてから焼却している	44 施設	2 施設減
専用の化製場以外の化製場で肉骨粉にしてから焼却している	22 施設	1 施設増

7. 文書の作成に関すること

- SSOP に定められた頻度で点検を実施し、記録を保管している：127 施設
- SSOP に定められた頻度で点検を実施しているが、記録を保管していない：1 施設※
- SSOP を定めていない：0 施設

※ 令和5年4月1日開設の新規施設である。

8. 指導に関すること

2022年4月1日～2023年3月31日までの間で特定部位の取扱いに関して指導票等の文書により改善を指導した施設：1 施設

指導内容：特定危険部位専用の廃棄容器には、一般廃棄用と区別がつけられるよう目印をつけること。山羊の腸の特定危険部位を除去する際は、腸内容物が飛散しないよう丁寧に行うこと、または前後を結紮してから除去すること。

## BSE 対策に関する調査結果（令和 4 年 4 月 1 日時点）

## 1. 対象畜種別のと畜場数（全 128 施設）

対象畜種	と畜場数	昨年度比
牛のみ	74 施設	4 施設増
牛・めん山羊	47 施設	5 施設減
めん山羊のみ	7 施設	1 施設増

## 2. 通常の牛のスタンニング方法別のと畜場数

使用方法	と畜場数	昨年度比
スタンガン（とさつ銃）のみ使用 ※非貫通式のエアスタナーを含む。	115 施設	-
スタンガンとと畜ハンマーの併用	4 施設	1 施設減
と畜ハンマーのみ使用	2 施設	-
圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法	0 施設	-

## 3. 月齢による分別管理について

## (1) 分別管理を行っている年齢

- ① 30 か月齢以下、30 か月超に区分し、分別管理している：56 施設
- ② 全ての牛の頭部・脊髄を特定部位として取り扱う：66 施設

## (2) 分別管理の方法

- ① 日によって分別管理している：2 施設
- ② 時間によって分別管理している：11 施設
- ③ と室等、場所によって分別管理している：0 施設
- ④ ①～③で分別せず、タグ等により識別している：34 施設
- ⑤ その他：9 施設

（その他の方法の具体例）

- ・①と②を併用している。
- ・②と④を併用している。
- ・①と④を併用している。
- ・未回答

4. 30 か月齢以下の牛の頭部の使用について

(1) 30 か月齢以下の牛の頭部の処理方法

処理方法	と畜場数	昨年度比
①作業場所により 30 か月齢超の牛の頭部と分別している	10 施設	1 施設増
②時間により 30 か月齢超の牛の頭部と分別している	15 施設	3 施設増
③その他の方法により分別している	16 施設	3 施設減
④牛の頭部を食品として用いない	80 施設	2 施設減

(その他の方法の具体例)

- ・タグ等により識別する。
- ・②とタグ等による識別を併用している。

(2) と畜検査員の確認

確認を受けている：121 施設

※牛のと畜がある施設は 121 施設のため、全施設で適正に実施されている。

5. 舌扁桃の除去について（未回答施設あり）

処理方法	と畜場数	昨年度比
左右の最後位有郭乳頭を結ぶラインを垂直に切断している	6 施設	1 施設減
最後位有郭乳頭から舌根部にかけて舌表面を除去	86 施設	-
その他	28 施設	1 施設減

(その他の方法の具体例)

- ・最前位有郭乳頭から舌根部にかけて舌表面（上皮～粘膜固有層）を除去
- ・最後有郭乳頭を結ぶラインで頭部から切断後、有郭乳頭分布部位の舌表面を除去
- ・最後位有郭乳頭の前約 2cm から舌根部にかけて舌表面を除去

6. 牛の特定部位の焼却について（複数回答した施設あり）

処理方法	と畜場数	昨年度比
と畜場内の施設で焼却している	16 施設	-
産業廃棄物処理業者に委託し焼却している	36 施設	1 施設増
市町村等の産業廃棄物処理場で焼却している	6 施設	2 施設減
専用の化製場で肉骨粉にしてから焼却している	46 施設	3 施設増
専用の化製場以外の化製場で肉骨粉にしてから焼却している	21 施設	1 施設増

7. 文書の作成に関すること

- SSOP に定められた頻度で点検を実施し、記録を保管している：127 施設
- SSOP に定められた頻度で点検を実施しているが、記録を保管していない：1 施設※
- SSOP を定めていない：0 施設

※ 令和4年度中に記録の保管を開始する予定である。

8. 指導に関すること

2021年4月1日～2022年3月31日までの間で特定部位の取扱いに関して指導票等の文書により改善を指導した施設：1 施設

指導内容：30か月齢超の牛の頭部からほほ肉とともにこめかみ部分まで採取を確認したため、ダブルチェックを行っていたと畜検査員が指摘し採取を中止した。と畜検査員のダブルチェックは全ての肉に対して行われていたため、これ以外の肉は適正に処理されており、舌及びほほ肉以外の頭部の肉について流通実態はない。事業者に対しては、再発防止策を講じ、処理担当者に衛生教育を施すよう文書で指導した。